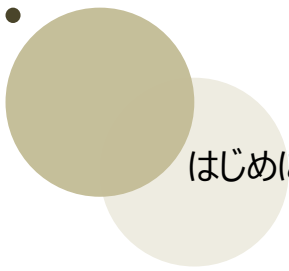


給食施設における栄養管理指針

令和3年3月

八尾市保健所



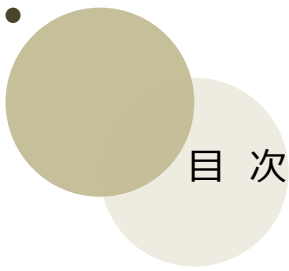
はじめに

近年、急速な高齢化や疾病構造の変化に伴い、がんや心疾患、脳血管疾患等に代表される生活習慣病が増加しています。特に、働く世代の男性を中心とした肥満者の増加や、若い女性のやせが課題となっており、予防を重視した健康づくり対策が進められているところです。

健康増進法において、特定給食施設の設置者は、適切な栄養管理を行わなければならないとされており、健康日本2 1（第二次）では、利用者に応じた栄養管理を実施している特定給食施設の増加が目標に掲げられています。

そこで、特定給食施設等の設置者及び関係者の皆様に、栄養管理をはじめ、衛生的かつ安全な給食管理を円滑に実践していただくためにこの指針を作成しました。

皆様の日常業務において、給食利用者はもとより、その家族や地域を含めた市民の健康づくりの推進に本指針を役立てていただけることを願っております。



目次

I	給食施設について	1
II	栄養管理について	5
III	利用者の健康管理について	23
IV	衛生管理について	24
V	危機管理について	25
VI	書類の整備について	27
VII	各種届出・報告について	37
VIII	参考資料	66

本指針は主に健康増進法に基づく給食施設における栄養管理について示したものです。
あわせて、各施設の関連法令等に基づき、適切な施設運営を行ってください。